



新しい扉を開く : 聖公会における女性の聖職叙任 問題

著者	三木 メイ
雑誌名	キリスト教社会問題研究
号	58
ページ	105-131
発行年	2010-01-25
権利	同志社大学人文科学研究所 キリスト教社会問題研究会
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000011912

新しい扉を開く

―聖公会における女性の聖職叙任問題―

三 木 ヌ イ

キーワード 聖公会、教会と社会、教会女性運動、女性司祭、フェミニスト神学

目次

はじめに

一 世界の聖公会の女性聖職叙任をめぐる歴史的潮流

(1) 「女執事」―最初の女性聖職

(2) 最初の女性の司祭按手

二 女性の司祭叙任実現を求める運動

(1) 日本聖公会における最初の問題提起

(2) 教会の変革を求める女性たちの運動の始まり

(3) 「女性が教会を考える会」の諸活動の展開

三 日本聖公会における検討作業と協議の経緯

(1) 女性聖職の実現を検討する委員会（一九九〇～一九九四年）

(2) 女性司祭の実現を検討する委員会（一九九四～一九九八年）

四 女性の司祭叙任の実現

はじめに

一八五九(安政六)年、アメリカ聖公会 the Protestant Episcopal church in the United States of America の宣教師、J・リギンス師 John Liggins と、C・M・ウィリアムス師 Channing Moore Williams が長崎にやってきた。彼らの日本到来は、プロテスタント諸教派による日本伝道という新しい扉を開く第一歩であった。しかし、当時の日本では、特定の領域内での米国人居住が認められただけで、未だキリスト教は禁制であり、公的には福音伝道に対する扉は閉じられていた。それでも宣教師たちや多くのアメリカ人キリスト者たちは根気強く祈り求め続け、その祈りに支えられたさまざまな努力と活動が、十五年後のキリスト教禁制の高札の撤去という出来事につながり、新たな宣教の扉を開いた。両宣教師の到来から、二〇〇九年で一五〇周年を迎えることになる。日本聖公会は、アメリカとイギリスの聖公会から派遣された宣教師や主教らの尽力により、一八八七(明治二〇)年に組織成立し、現在に至っている。その時に制定された教団の憲法法規には、聖職志願の条件に男女の性別の記述は見当たらない。^①明記せずとも男性しか志願できないことは当然だったからであろうと思われる。だが、日本での宣教が本格的に開始された頃から、女性の宣教師たちも伝道団体から多数日本に派遣され、さまざまな伝道・教育活動を行っていた。また、婦人伝道師となった日本人女性も多く、その養成のための女子神学校も各地に設立されていった。彼女たちは、「聖職」^②ではなく、信徒の奉仕職であったので、男性聖職の管轄下で働いた。当時は、女性には聖職への道は堅く閉ざされていた。日本宣教一五〇年の歴史を振り返ってみる時、強い召命感をもって聖公会の宣教を担っていたのは、男性たちだけではなく多くの女性たちがいたことを心に留めておきたい。ただ、このような女性の奉仕職の歴史を調査してみようとする、

教会の歴史資料や機関誌の記事のほとんどは男性の聖職者を中心に記述されており、実際の伝道活動を担っていた女性たちについての記述や関連史料を見いだすことは容易ではない。

日本聖公会の歴史の記述においては、それが意識的であれ無意識的であれ、結果としてこれまでの女性の伝道者たちの存在は周縁化され、無力化され、見えなくされてきたと言わざるを得ない。それは、日本聖公会という信仰共同体における強固な男性中心的構造と神学が、「伝統」という名のもとに慣習的に固定化されてきたからではないだろうか。一九八〇年代終わり頃になって、ようやくこの教団内から女性に聖職への道を開くよう求める声が公的な場に届けられることになった。女性の司祭叙任問題は、単に「女性も男性と同じく司祭に」という平等の権利獲得の問題だったのではない。教会内に形成されてきた性差別的構造の問題に気づき、今後どのようにして真にキリストの福音を宣教する教会へと変革しようのかという探求の始まりとしてとらえる必要がある。

一九八六年から十二年間、日本聖公会の最高意志決定機関である総会を含め、各教区、各教会、関連の諸委員会、婦人会などの任意団体、有志のグループの集会などで、多様な視点からその是非についての議論が活発に行われた。そして、賛否の長い論議の末に、一九九八年五月、日本聖公会総会は女性が司祭志願できるよう法規改正を行うことを決議し、新しい扉を開いた。私は、女性の司祭叙任の実現を求める運動と日本聖公会における検討・協議の作業に深くかかわった者として、この問題をめぐる教会の革新の歴史的経緯の概略を、これまで見失われがちであった女性キリスト者たちの活動に光をあてながら記述することを試みる。そうして、現代の日本社会において福音宣教する教会としての課題を再確認し、二十一世紀に入る直前にこの新しい扉を開いたことの意義と今後の課題を探求するための一歩としたい。

一 世界の聖公会の女性聖職叙任をめぐる歴史的潮流

(1) 「女執事」―最初の女性聖職

聖公会ではいつ女性が聖職として叙任されるようになったのかと問われれば、執事 (deacon) に叙任されるようになった時だ、と答えるのが一般的であろう。日本聖公会では、一九七八年、婦人伝道師であった洪川良子さんの執事按手式が中部教区で執行された時である。しかし、男女の別なく按手される執事職が制定されるより以前に、女性の聖職問題の発端として、「女執事 (Deaconess)」制度が存在していたことを忘れてはならない。

イギリス聖公会では、日本での最初の執事按手よりも百年以上前の一八六二年に、「女執事」という古代からの聖職が復興され、ロンドン主教が「按手」によって女執事を叙任した⁽³⁾。一八八〇年代後半にはアメリカ聖公会でも按手による女執事の叙任が行われたという記事がある。一八九一年の日本聖公会総会では、女執事に係わる法規を編纂する委員会を設置することが決定された。ランベス会議 Lambeth Conference (十年) とにイギリスで開催される全聖公会の主教会議) では、一九二〇年、女執事の按手は聖職位を授けることである、と決議された。

同年、日本聖公会でも女執事を立てることを総会で決定し、その三年後に女執事についての法規が制定された⁽⁴⁾。ただし、この法規においては「按手式」ではなく「女執事任命式」という言葉が用いられている。一九五九年制定の日本聖公会祈祷書の女執事任命式の式文では、その職位はパウロ書簡に根拠づけられている。使徒パウロがローマの信徒への手紙で、ケンクレアの教会の執事フェベを迎え入れるよう願っている箇所 (ローマ二六・一〜二) とフィリピの信徒への手紙で、「福音のためにわたしと共に戦ってくれた」二人の女性への支援を求めている箇所 (フィリピ

四・三二である。さらに式文には、職務について、「司祭の指示を受けて病める者を訪ね、貧しき者を助け、女とこどもに信仰の道を教え、御国を広むることなり」とある。日本聖公会法憲法規では、独身が義務づけられ、教会の用具に関する務めを課せられているが、教会の礼拝の執行に直接参与することは許されていない。このような職務は、日本聖公会では、すでに婦人伝道師（英米の聖公会には存在しなかった）が担っていたのであった。日本国内でこの女執事任命式が執行されたという記録は、現在のところみつかっていない。また、なぜ執行されなかったのかも不明である。日本では、いわば忘れ去られた女性聖職制度となっていた。

しかし、世界の聖公会における女性聖職叙任の論議は、この女執事制度から始まっている。ランベス会議では、女執事を聖職位と認めるべきか否かについて、その後も度々議論され、その対応は時代によって右へ左へと大きく揺れ動いていった。一九三〇年のランベス会議は、一九二〇年の「女執事は聖職位に入る」という見解を撤回した。それが六〇年代後半になって、女性の聖職叙任問題について、司祭職、執事職も含めて研究されるようになり、一九六八年のランベス会議報告では、一九二〇年の見解を再確認し女執事の任命は聖職に任ずることであると宣言され、女執事の位置を正規のものとするために法規の規定を設けるべきである、と記されている。^⑤アメリカ聖公会では、一九七〇年ヒューストンでの総会で、女性も男性と同じ規定によって執事接手を受けることができるよう法規が改正された。

日本では、女執事の制度は法規として五十四年間存在したが、執行されなかった。この制度に対する問い直しがなされた形跡もない。そのこと自体、教会における女性の奉仕職の位置づけに長く関心がもたれることがなかった証拠と言えるだろう。ところが、一九七七年、ランベス会議の決議の影響か、欧米の聖公会の動向の影響か不明であるが、日本聖公会総会で論議されないまま、男女の別なく執事接手が認められるよう法規改正されることになり、女執事と

婦人伝道師の制度は削除された。この執事職への女性の按手については、反対論が出されることもなく、主教会主導で法規改正されたようである。そして先述したように、翌年七八年に日本聖公会での最初の女性の執事按手式が執行された。ところが約十年後、司祭職への女性の叙任の論議が始まると、世界の聖公会がどう変革しようと関係なく反対すると宣言する男性聖職者、殊に主教たちが多数出現したのである。

(2) 最初の女性の司祭按手

全聖公会のなかで、女性の司祭按手の最初の歴史的出来事は、香港で起こった。一九四四年に香港教区のホール主教 Bishop RO Hall がリー・ティム・オイ執事 J. Tim Oi を司祭に按手したのである。第二次世界大戦の最中、日本軍が中国大陸を占領していた時代である。マカオの会衆はリー師にゆだねられており、毎月別の男性司祭が出席してきて聖餐式を執行することになっていた。ところが、日本軍の取り締まりが厳しくなり渡航が困難になったので、緊急措置としてリー執事を司祭に按手して聖餐式執行ができるようにしたのである。香港教区会はこの措置を圧倒的多数で承認した。しかし、その報告を受けたイギリス聖公会のカンタベリー Canterbury とヨーク York の主教はその司祭叙任の承認を拒否し、リー司祭は辞職を求められ司祭職を辞したが、その後も牧師として中国で働き続けた。⁶⁾その後、一九四八年のランベス会議において、香港教区は女性の司祭按手許可を求める要請を改めて行ったのだが、未だその時期に来ていないという理由で拒否された。

一九六四年、アメリカ聖公会は、女執事の法規の言葉を「任命される (appointed)」から「按手される (ordered)」に変更し、女執事の結婚を許可するよう変更した。そうして、教会の奉仕職における女性の適正な位置についての研究が始められ、アメリカ聖公会の主教会は、六八年のランベス会議に、女性の司祭職への按手問題を研究するよう勸

告することにした。ランベス会議はその勧告に応じて、女性の司祭按手問題をさらに研究するようにと、全聖公会各管区に差し戻し、前述したように女執事を執事職の内にあるという原則を認めた。これによつて、聖公会諸教会、香港、ケニア、韓国、カナダなどで女性への執事按手が行われ始めた。

一九七〇年、アメリカ聖公会の聖職叙任制度についての委員会は、その結果を総会に報告し、すべての聖職位（主教、司祭、執事）がただちに女性に開かれるよう総会に勧告したが、聖職議員のわずかな票差で否決された。七一年、全聖公会中央協議会（ランベス会議の中間の時期に開かれる聖職と信徒の全聖公会の組織体）は、それぞれの管区の承認を得て主教が女性の司祭按手するのであればそれは容認されるだろう、と宣言した。同年、香港の教区主教は教区会の承認を得て、二名の女性執事を司祭職に按手した。アメリカ聖公会では、七四年、管区の総会における可決を待たず、フィラデルフィアで退職主教が十一人の女性の執事を司祭按手した。この出来事は「フィラデルフィア・イレヴン Philadelphia Eleven」と呼ばれるようになる。そして七六年にようやく正式に女性の司祭按手が承認されたのである。

それより先に一九七六年にカナダ聖公会が、そして七七年にニュージーランドとプエルトリコも、八〇年にブラジル、八一年頃にミャンマー、八三年にウガンダ、ケニア、八四年頃にブルンジ、ルワンダ、ザイール、八五年にキューバ、九一年にアイルランド、九二年にオーストラリア、南アフリカ、と聖公会諸管区で次々と女性の司祭按手が行われていくようになった。

二 女性の司祭叙任の実現をめぐる運動

(1) 日本聖公会における最初の問題提起

聖公会における聖職制度の改変のためには、最終的には各管区の最高意志決定機関での論議と決議が必要となる。日本聖公会では、この最高意志決定機関である総会の代議員に女性が非常に少なく、一九九二年の日本聖公会総会までは、正式に選出された女性の信徒代議員が全くなかったと言われている。⁽⁸⁾ 十一教区から主教議員各一名。そして聖職代議員二名と信徒代議員二名は各教区における選挙で選出され、合計五五名が総会の構成員となる。女性にも被選挙権があり、女性信徒数は全体の約六五％で男性信徒数をはるかに上回っているのだが、それでも九二年以降も各教区からの選出者はほとんど九〇％以上男性で占められるような状態が続いている。そういう意志決定機関における男女比からみても、日本聖公会における男性中心の構造は明白であり、女性の意見が反映されにくい体質を持っている。それも女性の司祭叙任実現を遅らせた一つの要因であった。各個教会での女性信徒の活動はそれぞれ必要不可欠なものとして尊重されてきたとしても、教区、管区の意志決定機関での女性の議席は極めて少なかった。その現象は、日本聖公会における女性の周縁化を象徴するものでもある。

そのような状況の中で、総会において最初に女性の司祭叙任を求める発言した女性は、日本聖公会婦人会会長の岡本千代子さんであった。一九八六年五月、神戸で開催された日本聖公会第三九（定期）総会で、初めて「女性司祭について考える委員会設置の件」の議案が聖職代議員・清家智光司祭らより提出されていた。この総会に番外議員として出席していた岡本会長は、日本聖公会婦人会の常議員会において女性聖職を望む声が出てきたことを報告し、全世

界の聖公会における女性司祭の状況を学びながら、漸次この問題が進展の方向に動くことを願い祈っている、と語った。⁹ また同会長は、これより先に前年九月に主教会あてに書簡を送り、これらの女性信徒の要望についてすでに詳細を伝えていた。にもかかわらず、この議案は十分な協議もされないまま否決された。¹⁰ そして、二年後の八八年の総会でも「女性聖職について考える委員会」設置の議案が提出されたが、これも十分に論議されることなく再び否決されてしまった。¹¹

この頃、女性をめぐる社会的状況は、大きく変わり始めていた。一九八五年五月には男女雇用機会均等法が日本の国会で成立し、同年六月には国連の女性差別撤廃条約が国会で承認された。この年は、国連女性の十年の最終年でもあり、七月に第三回世界女性会議がナイロビで開催され、二〇〇〇年までをターゲットとした「ナイロビ将来戦略」が採択された。世界の男女平等と平和の実現を求める潮流が、大きなうねりを伴って日本社会に向かって流れ込んできた頃であった。にもかかわらず、このような一般社会における女性差別問題に関する意識の変化や法改正による変革などは、日本聖公会全体にとって、殊に日本聖公会総会を構成する大多数の男性議員たちにとっては、未だ関心を持つべき事柄とは見なされていなかった。

(2) 教会の変革を求める女性たちの運動の始まり

教会の変革を求める女性たちにとって、どのような契機が運動の根源的なエネルギーとなったかを示す一つの実例として、アメリカ聖公会の女性司祭叙任運動の歴史の始まりについてのスザン・ハヤット司祭 Suzanne R. Hiatt の報告は興味深い。¹²

一九七〇年四月、グレイムニアで、教会の女性に対する差別を考えようという呼びかけによって集まった人々が会

議を行った。この会議は、一九六〇年代後半から平和運動や人種差別反対運動などで活躍していた女性たちによって準備された。集まった人々のなかには、若いフェミニストたち、修道女、聖職者の妻たち、神学校で学んだ経験をもっている女性たち、教会によって傷つけられたと感じている人々、ただ我慢しているばかりの女性の信徒たち、組織化された教会に利用されているだけだと感じている人々、司祭職への召命感をもつ者など、さまざまな女性たちがいて、会議は難しいものとなった。しかし、互いに議論し、話し合い、共に泣きながら二日間をすごし、最終的にグレイ・ムーア決議文を生み出すに至った。「現在の聖公会には人種差別、性差別があり、私たち自身の基本的生活に否定的な影響を持っている」「女性は男性同様受け入れられ、認められねばならない、それによって教会のミニストリーのすべての分野で働けるように」。この決議文は広く公表された。この会議によって具体的な組織が生まれたわけではないが、女性たちが互いの考えや想いを分か合うことによって、互いを知り姉妹としてのつながり・連帯を確認できたのである。同年一〇月、ヒューストンでの総会で、すべての聖職位に女性を按手する議案が否決された後、女性たちの反応は怒りに満ちていたという。その後次の七三年の総会に向けてネットワークを作って準備を重ねたが、再び議案が否決され、七四年の非合法の女性司祭按手式決行に踏み切ることになったのである。

このような歴史的出来事を背景にして、フェミニスト視点に立つ女性の神学者の著作が六〇年代の終わりから七〇年代、八〇年代と次々に刊行され、「フェミニスト神学 (feminist theology)」と呼ばれるようになった。彼女たちは、男性中心的な神概念や聖書解釈を批判し、教会の家父長制的構造や制度、価値観の性差別的問題を明らかにし、また聖書を女性の視点から再解釈することによって、真に女性を解放する神学を構築する試みに着手していた。この神学は、洋の東西を問わず、キリスト教界全体に大きな影響を与え、特に聖公会の女性聖職実現を求める人々に、確固たる神学的根拠を提供することになった。

このフェミニスト神学の影響が日本のキリスト教界に及んできたのは、八〇年代前半頃からだと言えるだろう。その頃からフェミニスト神学の文献の翻訳本が、少しずつ日本で出版されるようになったからである。一九八四年には、東京で「女性と神学の会」が発足し、プロテスタントおよびカトリックの女性キリスト教者有志が、フェミニスト神学とは何かを学び、互いの経験や自分たちの課題を話し合う集まりを始めている¹³⁾。そしてこの会のメンバーが中心となつて一九八八年九月に、第一回の「教会女性会議」が開催された¹⁴⁾。この教派を越えた教会女性の集会には、三名の聖公会の女性たちも参加していた。

教会の変革を求める日本聖公会の女性たちの運動の歴史の始まりは、前述のアメリカ聖公会の場合よりも一八年程遅かった。一九八八年、女性たちの小さな集まり「女性が教会を考える会」が東京で始められ、翌八九年九月に、女性聖職問題を含め教会における女性差別の問題を話し合おうとの呼びかけに応えて、日本各地から池袋聖公会に集まった女性たち十数名で話し合いが行われた。集まったのは、聖職者の妻たち、元修道女、神学校で学んだ経験をもつ女性たち、既存の教会女性の団体の活動に長く携わってきた信徒、結婚を理由に主教から退職勧告を受けていた伝道師、牧師との結婚を機に主教から仕事を辞めるようにと言われた牧師夫人、教会内の性別役割分担の意識に疑問をもつ人々など。普段の教会生活においては吐露しにくい、女性であるがゆえに受けた痛みと悲しみの経験を互いに分かち合った。そして、教会の中に偏った固定的な男女の役割分担意識があり、そのために女性が仕える場、神の召命に応えて働く領域が限られてしまっているという想いをそれぞれに抱えていることを確認し、教会の変革の必要性を確信した。この大きな課題に取り組むための具体的な活動について十一項目の提案がなされた。そして、次期総会に「女性聖職実現を促進する委員会」の設置を求める議案と、管区の諸委員会の女性委員増加を求める議案を提出すること計画し、シンポジウム開催やリーフレット作成・配布によって、教会の変革を求める自分たちの声を日本聖公会全

体に届ける努力を開始することを決意した。

一九九〇年五月の日本聖公会総会では、議案内容に賛同した正義と平和委員会はじめ六つの社会問題関係の委員会が議案提出者となった。¹⁵ この時の総会の議員は全員男性であったが、傍聴していた「女性が教会を考える会」のメンバーたちは特別に総会での発言を許され、二つの議案の可決を要望する意見を述べた。委員会設置の議案に強く反対する聖職者の意見も述べられたが、結局、女性聖職実現を「促進」する委員会ではなく、「検討」する委員会と名称と職務を変更する修正案が提出されて可決された。女性委員増加の件も「可能なかぎり」複数の女性の委員を選出するという修正案が可決された。これによってようやく、女性聖職の問題が日本聖公会内で公的に検討・協議され、いく段階に入ることになったのである。

アメリカにおいても、日本においても、聖公会の女性の司祭接手の実現を求める女性たちの運動開始の原動力となったのは、教会や社会における女性としての経験の分ち合いと、フェミニスト神学であったと言えるだろう。女性であるがゆえに当然受け入れるべきこととされてきたさまざまな状況が、実は男性中心の聖書解釈による女性観の刷新みや、家長制的な教会や社会における構造的な差別と抑圧によって引き起こされている周縁化なのだということを、互いの話し合いによる気づきと学びによって認識し、教会の変革の必要性を確信できたのである。

管区の意志決定機関の領域においては、アメリカ聖公会と日本聖公会では、は全く異なる状況があった。アメリカ聖公会の主教会は、女性が司祭および主教に叙任されるべきであるということは主教会の意図である、と一九七二年にすでに票決していた。¹⁶ だが日本の場合は、一九九〇年当時の教区主教たちのほとんどは強固な反対の立場に立っていたのである。変革を求める女性信徒たちの前に、教会内で最も権威ある立場の男性聖職者たちが立ち塞がったのである。それゆえ、アメリカ聖公会とは別の意味での困難な壁を乗り越えなければならなかった。

(3) 「女性が教会を考える会」の諸活動の展開

「女性が教会を考える会」は、一九九〇年に会の趣旨と活動方針を記述したパンフレットを作成し、総会代議員を含め日本聖公会内に公表・配布した⁽¹⁷⁾。そこには、この会が目指そうとする新しい教会のヴィジョンが表明されている。

「一、教会のすべての働きに、男女の別なく神の召命に応答する道が開かれること。

二、教会形成の中で、聖職と信徒がそれぞれに、より積極的に創造的に協働できる道が開かれること。

三、社会・教会の中で、弱い立場に置かれている人々と共におられる神に仕えるために、教会が新しい命と力を与えられること。」

この趣旨文は、この会の活動が単に教会における女性の平等な権利や地位の獲得だけを目標としたものではなく、聖公会の宣教的使命をより十全に果たしていくために、これまでの男性と女性の関係、聖職と信徒との関係のあり方を見直して、新しい生き生きとしたパートナーシップを造りだそう、と広く呼びかけることを目標とし、それが現在必要とされている教会の変革であるという信念を伝えようとしていた。女性の司祭接手の実現は、教会における女性差別撤廃という意味だけでなく、教会の宣教の革新の課題の一つとして必要不可欠な変革の一つと捉えていたのである。

「女性が教会を考える会」は、主体的に集まった有志のグループであり、あえて組織的な会員制度や会長などは定めず、共通の目標に向けてそれぞれの地域で主体的に企画して活動を展開していった。八九年以降は、東京だけでなく、大阪、京都でも集まりを行うようになり、各教区の社会部や宣教関連の部署、その他の教会関連団体などと協力し、講演会やシンポジウム等を企画・実施して女性聖職問題について話し合い、学びを深める機会を作っていた。

一九九〇年七月には、アメリカ聖公会の女性の補佐主教バーバラ・ハリス主教 the Right Reverend Barbara C.

Ensign が来日することになり、東京の聖公会神学院で共同聖餐式と女性聖職のシンポジウムが行われた。⁽¹⁸⁾ 彼女は、八九年に世界の聖公会のなかで初めて主教となった女性であった。この時彼女は講演のなかで以下のような発言をしている。

「人種の差別、性の差別、これは私自身が感じていたことです。差別の根底に何があるかというところ、それは恐怖と違うことではないかと思えます。・女性に聖職授手を受けて教会に奉仕することが起きると、女性の力や資質によって男性の力や資質が陰にかくれてしまうかもしれない。・そういう恐怖感が男性側にあると思います。男性側の安心感を脅かすのは、女性が教会の中で指導性を発揮するというところで、そういうことがなければ女性のいろいろな役割や創造的な働きは歓迎されるのです。このような恐怖や不安の基には、女性を一人の人格として尊敬することが欠けているのではないかと思います。⁽¹⁹⁾」

これは、女性差別問題の本質をついた言葉であった。女性の聖職叙任の是非について神学的な論争も含めさまざまな視点からの論議・検討を行うのであるが、論理的な話し合いによって賛成派と反対派が両者納得する合意点にいたることはなく、いつまでも平行線が続く現象が起こる背景を、彼女は心理的に分析して説明している。女性聖職実現を願う者にとって、このような心理的な問題は、非常に大きな見えない壁だったのである。一九九二年九月には、先述したアメリカ聖公会のスザン・ハヤット司祭を東京と大阪に迎えて、聖餐式と講演会を行った。彼女は、アメリカ聖公会で女性の司祭授手を実現するために、さまざまに尽力してきた女性であった。

「宣教と牧会の再発見に向けて（女性の視点から）」と題する講演のなかで、彼女は世界の聖公会での女性聖職問題をめぐる現状について語り、女性の執事はほとんどすべての管区で誕生しており、女性の司祭授手に関しては十一の管区がすでに実現させ、残り二九の管区も変革の方向に向けて討議中であると告げている。⁽²⁰⁾そして、女性の司祭誕生（七四

年）後のアメリカの状況について、こう語っている。

「いったん女性が司祭に按手されると、非常に多岐にわたっていた論争も消え去る傾向にあります。女性司祭がかつて問題であったという記憶がなんと速く消え去るかは、驚くほどです。」⁽²¹⁾

日本聖公会においても、女性の司祭誕生後に論争自体はほとんど消え去った。しかし、女性の司祭を認めない人々が消え去ったわけではないのはアメリカと同様である。

また、彼女は宣教・牧会の課題について、以下のように語っている。

「私が話したいのは、二〇世紀後半の社会において、女性の変わりつつある役割をいかに教会は語ることができ、また語るべきか、ということ。女性の司祭按手についての討論は、女性が男性の世界に加わるべきかどうかに関する討論と同じ水準にあります。（中略）女性たちは確実に家庭という私的世界から専門職という公の世界へ、賃金の支払われる世界へと進出しています。すべてが幸せにいつているとは言えません。（中略）牧会の視点から言えば、教会は私たちが直面しているむずかしい過渡期を、信徒が誠実に生きる手助けをするよう求められています。だから私たちには女性の司祭が必要なのです。教会は、世界の人々に男性と同等に女性の価値を認めることを示す必要があります。私たちはキリストが女性にも仕えるために来られたことを思い起こす必要があります。人々は、男性女性両方の中にキリストの働き人を見ることの再確認を必要としています。」⁽²²⁾

彼女が指摘した宣教の課題は、当時の日本においても、また二十一世紀になった現在においても変わらぬ課題の一つであり、日本聖公会が女性の司祭按手を実現させた後に、具体的に取り組むことになった問題であった。

このように、「女性が教会を考える会」は、先に女性の司祭按手を実現させたアメリカ聖公会の女性の主教や司祭たちからさまざまな励ましを受け、直面する課題を再確認しあい、運動を推進していく勇氣と力を養っていった。

「女性が教会を考える会」は、一九九二年からは各地域のメンバーが毎年一回集まって「聖公会女性フォーラム」を開催し、女性聖職問題を含め女性の視点から見たさまざまな教会の問題についての話し合いなどを行っていた。そして、一九九四年四月には、このような活動を行ってきた女性たちが中心となって「女性の司祭按手をめざす会」を発足させた。この会の発起人四一名のうち約半数は、男性の信徒・聖職および聖職候補生だった。⁽²³⁾

一方、女性の司祭・主教叙任に反対する人々も有志のグループを発足させた。イギリス聖公会の反対派のグループ「使徒職を考える会 (Association for the Apostolic Ministry)」の日本支部「聖公会の信仰と職制を考える会 (略称 AAMJ)」と⁽²⁴⁾、一九九二年九月に声明文を出し、ニュースレターやパンフレットを発行するなどして反対意見を公表し始めた。⁽²⁵⁾

この頃、世界の聖公会の女性の司祭叙任実現への潮流を決定づける出来事が起こった。一九九二年一月二日、イギリス聖公会の最高意志決定機関である総会で、約四六〇年の伝統をやぶって、女性を司祭に登用する動議を、三分の二以上の賛成（主教、聖職、信徒の各部会）で可決したのである。この時、ケアリー・カンタベリー大主教 Archbishop of Canterbury Gorge L. Carey は、「あらゆる分野で女性が活躍している現代で女性司祭の任命を認めないとするれば、教会は社会の声に耳を傾けていないことになる」と女性の登用を認めるよう演説した。⁽²⁶⁾ この決定に対して、ローマ法王庁は、カトリック教会と英国教会の和解のプロセスへの重大な障害であると非難した。そして、国内の反対派のなかには脱退してカトリックに改宗すると宣言する者もあった。

このように、女性聖職問題は教会に分裂を引き起こす火種となる課題であった。と同時に、現代社会に福音宣教する教会として、分裂の危機を覚悟してでも実行しなくてはならない教会の改革であった。実現にあたっては、女性聖職に対して全く異なる意見をもつ聖公会員が、どのようにして教会内で共存しうるのか、その可能性を探ることが大

きな課題であった。⁽²⁶⁾

日本聖公会の教区レベルでも、女性の司祭按手実現に向けてすでに動き始めたところがあった。中部教区は一九九〇年十一月の教区会で「女性の司祭の実現を促進する委員会」を設置した。大阪教区は九二年に「女性聖職問題特別委員会」設置を教区会で可決して、活動を開始した。

三二 日本聖公会における検討作業と協議の経緯

日本聖公会内における女性の司祭叙任に関する検討作業は、有志のグループ、任意団体、各教会、各教区、管区などさまざまな場で行われたが、ここでは、管区レベルで行われた検討作業と協議の経緯を中心として記述する。

(1) 女性聖職の実現を検討する委員会（一九九〇～一九九四年）

前述した一九九〇年の日本聖公会総会で設置された「女性聖職の実現を検討する委員会」（以下、「検討する委員会」）の任務については、「日本聖公会のすべての聖職位に女性が按手される体制確立を検討するために、とくに女性司祭の問題に光をあて、その諸問題を研究・協議する」ことである。委員は八名、男女同数選出し、委員会だけの討議・研究に止まらず、より多くの聖職・信徒がこの課題に関心をもつようになるプログラムを考慮し、多様な分野からの参加者を含めた研究協議会や公聴会などを行うことが、議案によって指定されていた。⁽²⁷⁾委員の任期は、四年間Ⅱ総会期二期分（総会は二年に一度開催）であった。委員会は、女性の司祭叙任についてさまざまに異なる意見をもつ信徒・聖職によって構成された。

検討する委員会はこれらの任務を果たすために、まずこの問題そのものに対する理解を深めるための研究・意見交換などを行った。そして、1. 女性聖職問題は、聖公会という教会の本質に関わる事柄であり、聖職とは何か、その任務とは何か、司祭職、主教職とは何か、教会の宣教的使命とは何か、などを現在の状況において見直すことが急務であること、2. 聖書における福音理解、現代における神学の見直しを要求するものと考えなければならない、3. 同時に、この問題はまず教会のなかに感情的な受け止め方から発生する問題があることを認め、4. 女性聖職の実現を進めるとすれば、各個教会レベルでの十分な認識と理解、および教区内の見解の合意が必要となる、という認識のもとに、作業をすすめることとした。²⁸⁾

そして、実際の作業計画として、イギリス聖公会が各個教会、各教区での一般の討議資料として作成した *WOMEN PRIESTS: WHICH WAY WILL YOU VOTE?*[1990] を翻訳・出版することとし、女性聖職に関するアンケート実施と公聴会開催の準備を行い、さらに女性聖職に関する諸問題についてのさまざまな意見を掲載した冊子を作成することにした。アンケートは一九九一年一〇月から一二月にかけて、日本聖公会の全聖職、および全国の教会の教会委員の中から無作為抽出した信徒、合計千三百名に対してアンケート用紙を配布して行い、約六九〇名から回答があった。そして、第一回公聴会は九一年五月に京都で、第二回公聴会は東京で開催された。

これらの公聴会の要約記録とアンケート調査報告は、一九九二年の第四五（定期）総会に提出する委員会報告の一部として別冊にまとめられたが、一般の信徒・聖職の参考資料として提供するため多数印刷・発行・配布された。²⁹⁾ アンケートの質問は十七項目にわたっており、賛否を問うものだけではないのだが、例えば「日本聖公会に女性司祭・主教の誕生を望みますか？」という質問に対しては、「はい」六三%、「どちらでもない」一四%、「わからない」一〇%、「いいえ」一〇%という集計結果が出ている。「どちらでもいい」を消極的賛成とすれば、約七七%の人々が女性聖職

実現に賛成しているとみることができるとは、しかし一方で少数ではあるが、実現を望まない人、反対する人も約一〇％いることなどが明らかになった。ただ、問題は賛否の割合だけではなかった。教会の革新の問題、「教会とはなにか」が問われる課題であるという意識が教会内に行き渡るためにも、一般信徒・聖職のより深い問題理解と討議の場が必要であった。

そのために、検討する委員会は、下記の諸項目に関する質問事項を考え、その回答としての原稿執筆を、賛否両論を含むさまざまな意見をもつ関係者に依頼した。Ⅰ日本聖公会に関する項目、Ⅱ一般社会とのつながりに関する項目、Ⅲランバス会議など国際会議での状況、Ⅳ聖書、神学に関する項目、Ⅴ教会の構造・組織・伝統に関する項目、Ⅵ教会一致（エキュメニズム）に関する項目、Ⅶその他。^②

これらの原稿と九一年のアンケート結果と分析を併せて編集し、『女性の司祭按手？～さまざまな視点から～』（女性聖職の実現を検討する委員会編）を一九九三年九月に発行した。その中で一般社会とのつながりに関する項目について、当時聖公会神学院専任教員であった山野繁子さんは以下のように書いている。

「女性聖職の問題は、一般的な職業上の差別是正の事柄としてよりも、すべての人間が神の像として創られたという信仰に基づいて考えることが出発点であると思います。『男性が司祭であるからそれと同じく女性も』という考えではなく、すべての人間への神の愛と癒しと祝福のメッセージを伝える教会の福音理解の問題として、教会が自らの福音に生きることが問われているのだと考えます。と同時に私たちの社会で性差別だけでなく、あらゆる差別と闘うことを余儀なくされている兄弟姉妹と痛みを共にし、『共に在ろう』とすることは、教会の宣教に関わる大切な事柄だということを感じたいと思います。^③」

その他の執筆者も、司祭職の召命は一般の「職業」と同じように見なすべきではないことを指摘している。神の愛

をすべての人々に告げ知らせ、証しする「キリストのからだ」として生きることは、まず教会全体の務めであり、そのなかで特定の職務を遂行するために聖職接手が行われてきた。聖職たちは、その奉仕職を共同的に担うのであり、それゆえこの職務につく人々の適否は、信徒を含め教会全体が判断してきたのである。この聖職の職務遂行に関して、男性でなければならぬという根拠はない、とする意見と、キリストと十二使徒は男性であったのだから女性はなるべきでない、というのが、賛否の理由の一つの焦点であった。社会におけるすべての差別の問題は、差別されていた人々と「共に在ろう」とされたキリストの姿をこの世に現す教会の課題としてとらえるべき事柄であり、女性の聖職叙任の実現は、この教会の職務をより十全に遂行する可能性を拡げることにつながる、というのが実現推進派の意見である。

また、「社会における性差別と、女性がこれまで司祭に接手されなかったことと何か関係ありますか」という設問に対して、当時立教大学教授であった関正勝司祭は、以下のように記述している。

「女性の司祭接手が認められてこなかった主な理由は、それを認めない伝統主義的、正統主義的立場からの聖書・伝統・神学等々の解釈や理解によるものであって、必ずしも『社会における性差別』が直接的に関係していたと捉えるべきではないだろう。．．．まず何よりもこれまでのわたしたちの神学（聖書、伝統、教理、また経験を含めた）それ自体の営みが狭く制度化された教会の内側に閉じ込められた固定的・観念的・規範的なものになってしまっていることこそが問われなければならないだろう。．．．．．伝統的で正統的神学が、このような自己変革を怠った結果が女性聖職への否定的態度を生み出し、『社会における性差別』を批判することができず、むしろ補完的な役割を演ずることになってしまっている現実を見る必要がある。」⁽³⁰⁾

この冊子が発行される以前に、反対派は神学的根拠の一つとして、初代教父時代において、男性の主教たちによる

教会会議によって聖書正典が定められ、正統と異端を選り分け、ことに女性を祭司職につかせたグノーシス主義が異端として排除されたことを強調して、それを現代においても守るべき正統的立場だと主張していたのであった。³³⁾

検討する委員会は、この他にも二回の討論会を開催するなどの活動を行った。一九九四年五月に任期終了するにあたり、新たに「女性司祭の実現を検討する委員会（以下、検討する委員会）」を設置する議案を総会に提出した。この第四六（定期）総会には、中部教区と東京教区から女性の司祭按手に道を開くための法規改正の議案が提出されることになっていった。この採決の結果如何にかかわらず、以下の任務を行わせるための委員会設置であった。1. 女性司祭按手をめぐって、どのような形で日本聖公会の一致を保ちつつ、日本聖公会の姿勢を決定できるかを検討する。2. 女性司祭按手の実現を想定し、その際に発生すると思われる日本聖公会の制度上、慣習上の変革にかかわるガイドラインを策定する。3. 上記1、2項を検討する上で、各聖公会のこの問題の神学的／实际的ありかたについて研究する。4. 上記1、2、3項の検討過程を広く日本聖公会内に告知し、またこれらに関心を喚起する上で必要と思われる広報活動を行う。任期は四年間であった。³⁴⁾

一九九四年の日本聖公会総会に向けて、「女性の司祭按手をめざす会」は全国の聖公会の信徒・聖職に女性の司祭志願を可能にする法規改正を求める署名を呼びかけ、わずか二か月の間に一一〇八名の署名を集めた。しかし、二つの教区から提出された法規改正の議案は継続審議となった。ただし、各教区は次期総会までに、この法規改正案を教区会の議題として討議することが決定された。³⁵⁾

(2) 女性司祭の実現を検討する委員会（一九九四～一九九八年）

女性の司祭・主教の実現を阻んでいた教会制度の具体的な箇所は、日本聖公会法規の司祭志願の要件の「一、満

二十四才以上の男であること」であった。性別の表記は、第二次世界大戦後に再編された法規から明記されるようになった。女性に司祭となる道への新しい扉を開くためには、この法規の言葉「の男」の二文字を削除し、要件を「一、満二十四才以上であること」とするだけであったが、結果的にはその改正にいたるまでの道のりは遠かった。可決するには、主教議員の三分の二、聖職・信徒代議員の三分の二以上の賛成が必要であった。全体的な流れは、女性の司祭叙任に向けて動いていたのであるが、男性聖職、殊に主教議員のなかに未だに強固な反対論を主張する人が多かった。そして、一九九四年の総会において、最も強く反対論を表明していた主教が選挙で首座主教に選ばれたのである。

検討する委員会は、名称と任務を新たにして活動を開始した。委員会は前回同様男女同数で八名。再任された委員もあったが、一部は新たに任命された。今度は女性の司祭按手が実現された時を想定して、その場合に日本聖公会の一致を保つための方策を検討することが主要な任務であった。賛否両論の委員がおり、委員会で検討・協議を行って統一見解を出すことについては、当初から困難が予想された。論議の設定は、一、女性司祭が実現した場合に考えられる不都合、二、憲法法規、日本聖公会祈祷書、古今聖歌集など⁽³⁶⁾、三、反対する者の信仰的意見に対する、教会の一致を旨とする法的、実際的対応、四、女性司祭の婚姻等を含む勤務上の配慮、五、都市部と農村部に置ける実情と対処、六、その他、実際上起こりうる状況の想定と配慮、であった⁽³⁷⁾。これまで出された意見などに基づいて、実現にあたっての対処すべき事柄の検討作業に入った。最も大きな課題は、三、の反対者に対する対応であった。検討する委員会は、反対派のグループに属するメンバー有志からの要望を受け、臨時特別委員会を開いて彼らの意見を聴取した。女性の司祭按手が承認、実施された場合に、「反対」の信徒・教役者が日本聖公会内で排除されることのないように留意してほしい、そして神学的討論が今後必要、というのが彼らの主たる要望と意見であった⁽³⁸⁾。

一九九六年五月の総会において、前回の総会で決定された各教区における女性聖職問題に関する取り組みや協議に

ついでに報告が、継続審議の議案の参考資料として文書で提出、公表された。中部教区、東京教区、京都教区など女性の司祭実現を要望する決議を教区会で行った教区もあったが、討議を推進するだけにとどめた教区もあった。一方、この年の総会の議長だった反対派の首座主教は、開会演説において、女性司祭叙任問題は教会の本質に関わる問題であるから多数決で決めるべきではない、と力説した。賛成派のグループも反対派のグループも、それぞれの要望・意見を総会代議員に伝える活動等を行った。こうして、司祭志願の法規改正議案に関心が集まったのだが、審議、採決の結果、否決された。主教議員の賛成票が三分の二に達しなかったからである。

検討する委員会においては、引き続き女性の司祭按手が承認された場合に想定される諸問題に対処し、教会の一致を保持する手立てとしてのガイドラインを作成するため、各国の状況などの検討・研究にあたり、協議が行われた。³⁰ 具体的なガイドラインの作成は遅延し、最終的に委員会に提示されたのは、次期総会への議案提出期限の約一ヶ月前であり、もはや内容について協議する時間は残されていなかった。しかし、このガイドラインを「女性司祭の実現に伴うガイドラインを承認する件」として提出し、同時に「女性の司祭按手に伴う諸問題を取り扱う調整委員会設置の件」を提出することになった。こうして、「検討委員会」の八年間にわたる検討作業は終了した。

四 女性の司祭叙任の実現

前回の総会（一九九六年）において、女性聖職の議案が否決された後も、女性の司祭叙任の実現を要望する声は、日本聖公会内にますます広がりをみせた。中部教区、東京教区、大阪教区、京都教区、九州教区では、女性司祭実現を推進するという趣旨の議案が各教区会で可決されていた。そして、各教区でこの件に関する検討の機会をもつとい

う過程を歩んできた。⁽⁴⁰⁾

一九九八年五月の日本聖公会第五一(定期)総会には、大阪、中部、東京、京都、九州各教区の聖職代議員と信徒代議員、計一七名が議案の提出者および賛成者となつて、「日本聖公会法規の一部を改正する件」が提出された。この議案の審議は総会において長時間かけて行われ、議論はさまざま意見で紛糾したが、ついに可決した。内訳は、主教議員賛成一〇、反対一、聖職・信徒代議員 賛成三〇、反対一三であった。また、ガイドラインの議案についても、内容に關しての審議が紛糾したものの、今後総会において改正が可能であるとの確認を経て可決された。同じく調整委員会設置の議案も可決した。

長くこの法規改正を祈り続けて運動しこの総会の審議を傍聴していた女性たちと男性たちは、反対派に配慮して議場では喜びの声をあげなかった。議場を離れ仲間同士で顔を合わせた時に、ようやく歓呼の声をあげて喜びを共にしたのである。

この法規改正の議案は、その提案理由を含めて決議されたのであるが、その一部をここに抜粋する。

「神から与えられた福音宣教の使命を、現在の日本社会において忠実に果たしていくために、教会のすべての奉仕の働きにおいて男女が十全に参加することが求められている。とくにわたしたちが日々経験している人間同士の間の断絶、差別、圧迫を克服し、教会が全人類の和解、協働、共生の希望の実現のための器とされるために、またその一つの具体的な表現として、女性の司祭職への道を開くことは緊急の課題である。」⁽⁴¹⁾

日本聖公会最初の女性の司祭按手は一九九八年一二月中部教区で行われ、渋川良子執事が司祭となつた。次いで一九九九年一月には東京教区で、山野繁子執事と笹森田鶴執事が司祭按手を受けた。しかし、女性の司祭叙任を認めない主教が管轄する教区では、女性が司祭志願をすることができないという状況には変わりがなかった。それは、女

性司祭叙任開始後十一年経った現在（二〇〇九年）においても続いている。

こうして、さまざまな課題を抱えつつも、女性の司祭叙任という新しい扉は開かれ、日本聖公会はまた新たな一歩を踏み出していったのである。現代社会において、新しいパートナーシップを通して教会が豊かな生命と働きをもたらすことができることを祈り求めながら……。

注

- (1) 『老監督ウイリアムス』元田作之進著（京都地方部ウイリアムス監督記念実行委員会 一九一四年）二七一～二七二頁
- (2) 聖公会は三つの聖職位（Holy order）―主教、司祭、執事を法憲法規に定めている。通常、志願して認可を受けた聖職候補生は神学校で神学教育を受け、修了して教会等の現場に赴任した後には執事志願をし、それが受け入れられれば聖職試験を受ける。そして適性が認められれば、教区主教が聖職（執事）按手式を執行する。こうして叙任された者を「聖職」と呼ぶ。
- (3) Emily C. Hewitt and Suzanne R. Hiatt "Women Priest: Yes or No?" [1973] 『女性司祭 Yes か No か?』岩井梅代訳、竹内謙太郎監修（女性が教会を考える会 一九九五年）七二頁
- (4) 日本聖公会の女執事に関する法規内容については、拙論「日本聖公会における女性の奉仕職と職制」『キリスト教論藻』第三二号（神戸松蔭女子学院大学キリスト教文化研究所、一九九九年）三四～四〇頁
- (5) 『一九六八年ランベス会議―決議および報告』（日本聖公会教務院 一九六九年）一一八頁
- (6) リー師は一九七〇年代末にカナダで引退し、その後一九九一年に逝去。
- (7) 「宣教と牧会の再発見に向けて―女性の視点から」『一九九二年・女性が教会を考える会・関西 講演会集』（女性が教会を考える会・関西 一九九三年）十七頁
- (8) 『聖公会新聞』一九九二年六月号
- (9) 『息吹を受けて―聖公会婦人の戦後史』（日本聖公会婦人会、一九九二年）二二九頁
- (10) 『日本聖公会第三九（定期）総会議事録』（日本聖公会管区事務所 一九八六年）決議第五一号（第三七号議案否決）

- (11) 『日本聖公会第四〇（定期）総会議事録』（日本聖公会管区事務所 一九八八年）決議第四八号（議案第三〇号否決）
- (12) Suzanne R.Hatt: "How we brought the Good News from graymoor to Minneapolis: An Episcopal paradigm." *Journal of Ecumenical studies*,20:4,Fall 1983.
- (13) 『女性の発言―女性と神学の会 記録 一九八四―一九八五年』（女性と神学の会、一九八六年）
- (14) 『教会女性会議―一九八八年 女のことば集』（教会女性会議 一九八八年）
- (15) 『日本聖公会第四二（定期）総会議事録』（日本聖公会管区事務所 一九九〇年）第二三号議案
- (16) 注（3）と同書、七六頁
- (17) 『新しいパートナーシップを通して教会に豊かな生命と働きを』（女性が教会を考える会パンフレット 一九九〇年）
- (18) 『シンポジウム バイバラ・ハリス主教を囲んで―あたらしいパートナーシップを通して教会に豊かな生命と働きを』（女性が教会を考える会、一九九〇年）
- (19) 前掲書 一九頁。
- (20) 注（7）と同書 一六―二〇頁
- (21) 前掲書、一七頁
- (22) 前掲書、一八、一九頁
- (23) 『女性の司祭按手の実現をめざして―キリストの福音に生きる教会になるために』（女性の司祭実現をめざす会、一九九四年）三頁
- (24) 拙論『女性司祭否認論における家父長制的価値観の絶対化』『キリスト教論藻』第三四号（神戸松蔭女子学院大学キリスト教文化研究所 二〇〇三年）
- (25) 朝日新聞、一九九二年十一月十二日（夕刊）
- (26) この課題に取り組むための参考資料として、全聖公会中央協議会が下記の委員会報告の要約を公表している。"Beans Commission First Report" [1989] 『イームズレポート 教会と女性主教に関するカンタベリー大主教特別問題委員会 一九八九年報告』（邦訳、日本聖公会管区事務所）
- (27) 『日本聖公会 第四二（定期）総会議事録』（日本聖公会管区事務所 一九九〇年）決議第二九号
- (28) 『日本聖公会 第四五（定期）総会議事録』（日本聖公会管区事務所 一九九二年）八六頁
- (29) 『日本聖公会と女性聖職―女性聖職の実現を検討する委員会 別冊報告』（日本聖公会管区事務所、一九九二年）

- (30) 注(28)と同書、八七頁
- (31) 『女性の司祭按手?』さまざまな視点から』女性聖職の実現を検討する委員会編(日本聖公会管区事務所、一九九三年)一一頁
- (32) 前掲書、一四〇～一五頁
- (33) 『VISION』(日本聖アンデレ同胞会発行、一九九二年一月号)
- (34) 『日本聖公会 第四六(定期) 総会決議録』(日本聖公会管区事務所 一九九四年) 決議第三二号、一六三頁
- (35) 前掲書、決議第二八号、一六一頁
- (36) 例えば、礼拝式文における「師父」「兄弟」などジェンダーにかかわる文言の検討など。
- (37) 『女性司祭の実現を検討する委員会報告』『日本聖公会 第四九(定期) 総会決議録』(日本聖公会管区事務所 一九九六年) 一一二～一二五頁
- (38) 前掲書、一二五～一二六頁
- (39) 『女性司祭の実現を検討する委員会報告』『日本聖公会 第五一(定期) 総会決議録』(日本聖公会管区事務所 一九九八年) 一一一頁
- (40) 前掲書、決議第二六号「日本聖公合法規の一部を改正する件」二七〇～二七一頁
- (41) 前掲書、二七一頁

